令和７年10月８日

特認校入学希望者　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　志布志市教育委員会　教育総務課

特認校入学許可申請の留意点について

小規模校入学特別認可制度（特認校制度）を利用して、特認校への入学を希望される皆様は、下記について御留意の上、申請を行ってください。

記

１　小規模校入学特別認可制度（特認校制度）の目的

特認校制度は、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、自然に触れる中

で学ぶ楽しさと、豊かな人間性を培いたいと希望する保護者・児童に、一定の条件を付

して、市が特認校として指定した学校（田之浦小学校・森山小学校・潤ケ野小学校）に、

特別に入学（転学）を認める制度です。

２　特認校生として許可する場合の条件

　　　特認校のＰＴＡ活動等への参加・協力と地域行事等への積極的な参加が条件となりま

す。特認校制度の目的に合わない場合や、ＰＴＡ活動への不参加等により学校の教育活

動に支障が生じたときは、許可の取消しを行う場合があります。

３　入学を許可する期間

　　　４月から翌３月までの原則１年間です。ただし、更新を妨げません。

　４　募集人数

田之浦小学校　：　継続13人 新規８人程度

森山小学校　：　継続10人　　新規６人程度

　　　　　 潤ケ野小学校　：　継続13人 新規８人程度

なお、各校の状況に応じての決定となりますので、特別な教育的支援が必要となる児

童を含めて、応募人数が募集人数内であっても、学校施設の状況等の理由により、受入

れができない場合がございます。また、特認校へ転入学することにより、本来就学すべ

き学校の学級数が減少する場合は許可しないことになります。

　５　申請期間

　　　11月４日（火） から 12月12日（金） まで

提出先

　　　入学を希望する特認校へ直接お持ちいただくか、郵送にて提出してください。

６　特認校への通学と通学支援補助金について

特認校への通学は、令和８年度から自己送迎となります。特認校生の保護者の通学に係る経済的負担の軽減を図るために、通学支援補助金を交付いたします。

対象者は特認校生の保護者で、補助金の額については往復の通学距離に１キロメートルにつき37円を乗じて得た額に通学日数を乗じて得た額の10分の７以内としています。同一世帯から同一校に２人以上通学する場合は、１人分の額となります。

（例）

　片道15km×２（往復）×37円×20日（通学日数）＝22,200円×70％＝15,540円

　（月額）×11月＝170,940円（年額）

　　申請の流れですが、４月に年間の補助金申請をしていただき、各学期終了後に実績報告等を提出していただきます。補助金はそれぞれ８月下旬、１月下旬、４月下旬に交付する予定です。

７　申請方法及び提出書類の記載内容等

次の書類に必要事項を記入し、**入学を希望する特認校へ直接お持ちいただくか、郵送にて御提出ください。**

特認校入学（転学）許可申請書（様式第１号）

　　　　申請理由は、詳細に記載してください。

※新規の方は「なぜ他の２校ではなく、その学校なのか」、継続の方は「その学校に就学することで、対象児童がどのように変わったか」を必ず記載してください。

「継続のため」等を理由にすることはできません。

　８　特認校関係の決定通知時期

　　　特認校生の認否：２月上旬

問合せ先

志布志市教育委員会 教育総務課

担当：総務施設Ｇ　貴島

電話：099-472-1111(内線313)